第25期 第10回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年３月27日

　　至　令和６年３月27日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第10回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年3月27日（水）13時30分、第10回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階委員会室に招集する。

1　議事日程
日程第1　議事録署名委員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4　議案第2号　農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5　議案第3号　農用地利用集積計画の決定について
日程第6　議案第4号　農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について
日程第7　議案第5号　令和6年度最適化活動の目標（案）について
日程第8　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　2番　安宅　一夫　委員　3番　山田　智美　委員
5番　佐々木　珠恵　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　4番　宮北　輝　委員　田村　智幸　委員

5　事務局出席者　事務局長　川村　裕樹　事務局次長　山田　孝博　主査　武山　伍織
主査　石川　正人　主査　佐野　央馬　主任　佐々木　正人
主事　上野　礼

（開会宣言　13時30分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により6番　佐藤委員、1番　茶木委員、以上2名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和6年3月27日、本日1日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日1日と決しました。

＜日程第３:議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、佐藤委員より調査結果を報告願います。

佐藤委員　令和6年3月14日、農地法第3条許可申請による現地調査を茶木委員、坂本委員、私の3名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、貸主 [redacted]氏、借主 [redacted]氏による申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等を確認し、借主である[redacted]氏が申請地を計画どおり耕作可能であることを確認いたしました。以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。これより質疑を行います。何かございませんか。佐々木委員どうぞ。

佐々木委員　新規参入とのことですが、他市町村等で営農しており、北広島市での営農については新規で参入されたということでしょうか。

事　務　局　借主の[redacted]さんですが、北海道での新規参入ということで申請があったところでございます。経営面積が11,668㎡でありますが、現在静岡県で5年間営農されていたところでございます。北海道出身であり、今回北海道に戻るという決断をされ、北広島での新規参入をしたいと許可申請があがってきたところでございます。この11,668㎡ですが、静岡県で農地を処分する手続きを行っている最中であり、経営面積として記載されておりますが、静岡県での営農はせずに北広島で新たに営農していくということでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。私から1つ良いですか。現状この土地につきましては、花の苗のハウスがあったところと認識しております。このような立地の中で、借主の方がどのような物を作る予定なのか教えて下さい。

事　務　局　今回、契約内容は使用貸借となってございまして、契約年数は3年を予定しております。昨年度まではお花屋さんが借りておりましたが、ここ数年利用方法が良くない状況でした。農業委員会事務局、道央農業振興公社さんから指導をし、昨年度に解約をしたところでございます。また、雑草が伸びている状態だったので、草刈などをして現状復帰をしてからお返ししたというところでございます。ハウスなどを建てて苗を育てておりまして、全面を路地で作っていた訳ではなく、未利用の箇所も多くございました。借主の[redacted]さんにこれらの状況を確認した上で、土地の整備も含めてやっていくというところで所有者の方とも相談した結果、3年間使用貸借で整備も含めてやっていくという内容でございます。作っていく作物につきましては、まずは緑肥等で整備をしながら、じゃがいも、秋まき小麦、一部は水稲を作っていきたいということです。こちらについては将来的には体験農園をしたいと考えております。水稲は、生産調整を行う必要がありますが、農協に確認し問題ないということでございます。また、水の問題についても市の土木事務所などと協議をしているというところでございます。以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり許可することにご異議ございません

か。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第１号は、提案のとおり許可することに決しました。

＜日程第４：議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」＞
議　　長　議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。茶木委員どうぞ。
茶木委員　去年も同じ申請があがっておりましたが、原状復帰はできておりましたか。
事　務　局　昨年の一時転用終了後、事務局にて現地調査を行っており、計画にあった防草シートの撤去を確認しております。以上です。
議　　長　他に何かございませんか。質疑なしと認めてよろしいですか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。議案第２号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。議案第２号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、北海道石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第５：議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」＞
議　　長　議案第３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。
事　務　局　（議案朗読）
議　　長　議案の朗読が終わりました。番号１から番号２につきましては、茶木委員が議事参与の制限の対象となりますので、退席願います。暫時休憩いたします。
（茶木委員退席）
議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。これより番号 1 から番号 2 について質疑を行います。質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。番号１から番号２については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。番号１から番号２については、提案のとおり決定いたしました。
ここで茶木委員の除斥を解きます。暫時休憩いたします。
（茶木委員着席）
議　　長　それでは休憩を解き再開いたします。これより番号 3 から番号 6 について質疑を行います。質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声）
議　　長　質疑なしと認めます。番号３から番号６については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声）
議　　長　ご異議なしと認めます。番号３から番号６については、提案のとおり決定いたしました。
以上で議案第３号は、すべて提案のとおり決定いたしました。

＜日程第６：議案第４号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について」＞
議　　長　議案第４号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。事務局から補足説明を求められておりますので、これを許します。

事　務　局　別紙 1 をご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき策定しておりますが、改選期に合わせ 3 年おきに見直しを行うこととしており、改正案を作成いたしました。改正した部分については赤字で記載しておりますので、説明いたします。1 枚目の中段、第 2 の具体的な目標と推進方法、1 遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地の解消目標につきましては、令和 5 年度の農地パトロールの結果である、12.9ha の遊休農地面積を現状として記載しており、3 年後の令和 8 年度には 0ha を目指すこととします。2 枚目に移ります。2 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用集積目標につきましては、農政課にて算出した集積面積を基に現状の集積率を記載しております。目標については、各年 20ha の集積を目標とし、3 年間で 60ha の増加、集積率は 69.2%を設定しております。第 3 新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標につきましては、現状の欄に過去 2 年間の実態から平均を算出し記載しており、引き続き 2 経営体の 5ha を各年の目標としております。以上が今回の改正部分となります。今回の総会にて承認されましたら、市 HP に掲載し公表する予定です。以上です。

議　　長　これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第 4 号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第 4 号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第 7：議案第 5 号「令和 6 年度最適化活動の目標（案）について」＞

議　　長　議案第 5 号「令和 6 年度最適化活動の目標（案）について」を議題といたします。事務局から、議案の朗読をお願いいたします。

事　務　局　（議案朗読）

議　　長　議案の朗読が終わりました。事務局から補足説明を求められておりますので、これを許します。

事　務　局　事前に配布しております別紙 2 をご覧ください。

令和 4 年度から最適化活動の目標を設定し、総会で決定後、北海道農業会議の確認を経て HP にて公表を行っているものであります。令和 6 年度についても目標案を作成しましたので、令和 6 年 4 月から一年間この目標を基に一年間、推進委員を中心に皆様に活動していただくこととなります。

大まかに説明させていただきます。1 枚目をご覧下さい。Ⅰ農業委員会の状況については、農業委員の実数や、認定農業者等の数、国等で公表している数値を転記するものでございます。昨年から大幅な変更はございません。2 枚目をご覧下さい。Ⅱ最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、②目標については、農地の集積の目標年度を令和 15 年、集積率を 95%としておりますが、これは国からの指導通知の中で指針の集積目標が 80%を下回る場合には北海道の集積目標を記載することとなっており、当市は 69.2%と下回っているため、この数値を転記してとなっております。今年度の新規集積面積目標は 20ha としており、先ほど指針の改正でもお伝えした、令和 5 年度の集積面積 1,267.74ha から、20ha の増加を目指し、1,287.74ha となり集積率 66.7%を目標といたします。(2) 遊休農地の解消、①現状及び課題には、令和 5 年度の農地パトロールで確認した遊休農地の面積を記載し、②目標につきまして、国の様式に従い令和 3 年度の利用状況調査における遊休農地の面積から目標を設定しており、一番下に記載している、イ新規発生遊休農地の解消の部分のみ令和 5 年度の結果を基に数値を記載しております。最後に 3 枚目をご覧ください。(3) 新規参入の促進については直近 3 年度分の新規参入に関する情報を記載しており、②の目標については、国の通知の中で直近 3 年度分の権利移動面積の平均の 1 割以上を目標設定すること

となっておりますので、直近3年度分の権利移動面積の平均の1割を新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として目標設定しております。最後に、2最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。昨年度は1人当たりの活動日数を月4日と設定しており、今年度の実績としては、目標を上回る見込みであり、集積率の増加、遊休農地の減少という実績に繋がっております。それらを踏まえ、また、国の通知では、今後も昨年度と比較して意欲的な活動日数となるよう目標を設定すること、となっていることから、月の活動日数を1日増やし、月5日を目標としました。(3) 新規参入相談会への参加目標については、1回以上の参加が求められており、令和5年度と同様に、推進委員にお声がけをして、事務局も随行しながら就農フェアなどに参加し、他の市町村はどんな取り組みをしているのか情報共有ができればと思っております。これらの目標を今回総会にて審議いただき、許可となりましたら、北海道農業会議へ送り、問題がなければその後公表いたします。軽微な修正等であれば、来月の総会にて報告とさせていただければと思います。以上です。

議　　長　補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第5号は、提案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第5号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第8：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1点目、次回の第11回農業委員会総会につきましては、令和6年4月25日木曜日、午後3時30分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございますが、来月17日につきましては石狩地農業委員会連合会定期総会が札幌市にて開催される予定となっております。3点目、農地法第6条第2項に伴う定期報告について事務局担当より説明させて頂きます。

事　務　局　事前に配布しております、農地等の利用状況報告書をご覧ください。農地法第3条第3項にて解除条件付きで参入している[redacted]でございますが、農地法第6条第2項の規定に基づき、毎年事業状況等を農業委員会へ報告しなければならないとされており、[redacted]から農地等の利用状況報告書の提出がありましたので報告いたします。令和5年度の農地パトロール等でも現地を回っており、問題なく農地を利用していることを確認しております。以上です。

事務局長　続きまして4点目、3月19日に当市の内示が発表されましたので、ご報告いたします。資料も配布しておりますが、私、川村が3月31日をもって退職となり、4月1日から副市長として事務を取扱うことになります。今回、経済部長及び農業委員会の事務局長につきましては、4月1日時点では副市長の事務取扱となります。すみやかに人事等を行いながら代わりの者が配置される時に報告したいと思っております。続きまして、主査の変更ですが武山が同じ経済部の商工業振興課主査に異動となります。新たに農政課の佐野主査がこの事務を担当することになります。続きまして、農政課から今回昇任ということで佐々木が水道部経営管理課の主査になります。令和6年度からの新体制については、記載のとおりで当面事務局長は副市長の事務取扱となりますが、また山田事務局次長を中心に行っていきますのでどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議　　長　ほかに何かございませんか。なければ以上をもちまして第10回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様した。

（閉会宣言　　14 時 15 分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名